

提出 日：平成 30 年 1 月 24 日

担当部・課：福祉部生活再建支援課

① 件 名
津波浸水区域被災住宅小規模補修補助金交付事業の申請期限の延長について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 津波浸水区域に居住し、独自補助金の未利用世帯で未だに住宅の補修が完了していないと思われる世帯に対し、応急修理制度と同額程度の補修費を補助することにより、在宅被災者等の住環境の改善を図ることを目的として、今年度の期間限定の石巻市津波浸水区域被災住宅小規模補修補助金（以下「小規模補修補助金」という。）を実施したところであるが、本年 1 月 20 日現在の申請数は想定数 2, 800 件に対し約 500 件となっている。</p> <p>また、事前相談後に申請に至っていないものが約 850 件、加えて支援員の訪問による意向調査で約 4 割が申請を検討しているなど、今後も一定数の申請が見込まれることから、申請期間をさらに延長する必要が生じている。</p> <p>【目的】 小規模補修補助金の申請期間を延長し、補修費用補助の支援を継続することにより、在宅被災者等の住環境の改善と住宅再建に寄与することを目的とする。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・ 無 〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 30 年 3 月 石巻市津波浸水区域被災住宅小規模補修補助金交付要綱の制定 平成 30 年 8 月 石巻市津波浸水区域被災住宅小規模補修補助金交付要綱の一部改正
⑤主な内容
<p>【申請期間の延長】 小規模補修補助金の申請期間を「平成 31 年 3 月 15 日まで」を「平成 32 年 3 月 15 日まで」とし、1 年延長するもの。</p>
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>(1) 影響及び効果 周知等の継続により、未利用世帯の住宅再建が図られる。</p> <p>(2) 財源措置等 平成 31 年度事業費 426, 000 千円（800 件） 財源：震災復興基金</p>
⑦他の自治体の政策との比較検討
管内実施市町 なし（独自事業）
⑧今後の予定及び施行予定年月日
平成 31 年 3 月 1 日改正施行予定
⑨その他
周知方法：支援員等による訪問周知及び相談支援、市ホームページ、市報